

令和 8 年 5 月 2 7 日  
秋田県生活環境部循環型社会推進課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

(1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名  
有限会社政建

(2) 対象者の事務所及び事業場の所在地  
秋田県大仙市蛭川字石山下 287 番地 1

(3) 許可の種類及び許可番号  
産業廃棄物収集運搬業（許可番号：00506188506）

(4) 行政処分の内容及び理由  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

対象者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当したことから、対象者が法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当するに至った。このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する許可の取消事由に該当する。

また、対象者の役員が、法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当したことから、対象者が法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至った。このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に規定する許可の取消事由に該当する。

(5) 行政処分の年月日  
令和 8 年 5 月 26 日